

「第4期地域福祉計画素案」に対する市民意見公募結果について

■募集期間

平成25年12月1日（日）～平成26年1月8日（水）

■実施広報

広報やまと12月1日号、市ホームページ

■募集方法

持参、郵送、ファクシミリ

■閲覧場所

- ・市役所本庁舎1階情報公開コーナー、保健福祉センター5階健康福祉総務課
- ・各学習センター、ホームページ

■意見の提出状況

- ・意見者数 2人
- ・意見件数 22件

■意見概要と地域福祉計画への反映について

地域福祉計画素案についていただきましたご意見は、社会福祉審議会にて報告し、同計画素案の検討において参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	地域福祉計画への反映について
	計画全体	
1	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉に携わる団体や関係機関を含む市民の意見が十分に反映されていないのではないか。・現行の行政施策の羅列でしかないのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・第4期では、第3期の地域保健福祉計画策定委員会に代わるものとして、市民、団体や関係機関からなる社会福祉審議会を7回実施し、第3期計画の振り返りや、地域課題の再整理等、多くの事項を審議・検討しながら本計画を策定してまいりました。・個別目標に対する取り組みを具体的に示し、着実に進めるため、現在実施している事業だけでなく新たな事業（行政施策）を記載しており、今後も地域のニーズに対応した新たな事業に取り組んでまいります。
2	地域福祉視点ではどのような観点に立ち、どのような結果が得られたか、市民に見えるレポートはないだろうか。	今後、計画素案の個別目標ごとに、地域福祉の視点から指標を設定し、その指標等をもとに計画の進捗状況を把握いたします。その結果（レポート）はホームページ等で公開し市民の皆さんにも見える形にまいります。

3	地域福祉計画に沿った事業計画を地区社協に求められないか。	「地域福祉計画」は、大和市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら地域福祉の推進を図ってまいります。本計画の実施においては、地区社協や自治会、民生委員児童委員など、より多くの市民参加を得た上で事業を推進してまいります。
4	社会福祉協議会が事業を興す仕組みをつくれないうか	現在もニーズの多様化に対する新たな取組みについて協議するなど、組織に対する支援だけでなく大和市社会福祉協議会が実施する個別の事業に対しても協力体制をとっております。
5	障害者総合支援法に関わる「地域」は、地域福祉計画の「地域」とどのように交絡するのか。	地域社会における共生の実現を目指す障害者総合支援法と、住み慣れた地域のなかで健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域づくりを目指す地域福祉計画とは、密接な関連があり、地域での日常生活を指向する点で共通していると考えております。
6	県事業・障害者地域生活サポート事業に地域福祉計画視点の事業はあるのか。	障がい者等が地域で生き生きと暮らすことを目指すのが県事業・障害者地域生活サポート事業ですので、多くの事業が地域福祉計画視点を含んだ事業であると考えております。
7	市社協以外の民が事業化しやすいような支援構造はないだろうか。	事業化のひとつの方法として、「市民活動推進事業」（協働事業）があります。本計画に記載している事業の中には移動制約者移送サービス事業等、協働事業として、市民団体と市が協力して実施している事業もあります。
8	地域生活支援事業は、地域福祉計画にどのように反映されているのか。	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」は、地域福祉を推進するものと捉え、本計画では次のとおり位置づけております。 <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業：個別目標 1 ・自発的活動支援事業：個別目標 2、4、5 ・相談支援事業：個別目標 6 ・成年後見制度利用促進事業：個別目標 9 ・成年後見制度法人後見支援事業：個別目標 9 ・移動支援事業：個別目標 8 ・地域活動支援センター機能強化事業： 個別目標 3、6、7、8
	個別目標 1	
9	○福祉課題に関する講座・講演について ・障害者福祉の観点からの地域理解はどのようにあるのだろうか。 ・成年後見講演会の高齢者に加え対象をシリーズ化するなどの視点はどうか。	・障害者福祉の観点から言えば、障害者週間のPRなどの実施を通して地域理解を進めてまいります。 ・現在は、高齢者を中心に成年後見講演会を実施しておりますが、さらに充実する方法で実施できるよう検討してまいります。

10	<p>○障害者の就労関連事業の紹介や展示即売について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間をもっとプロモートし外向きに地域理解につなげられないか。 ・即売会企画者がつけた誤解を招く地域作業所展示即売会という名称を取組例として挙げてよいのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も商業施設で障害者週間をPRするなど地域理解に努めておりますが、今後もさらに地域の方々の理解が進むよう努めてまいります。 ・即売会の名称につきましては、企画者が過去からの取組、経緯のなかで使用している名称であるため、そのままの名称で表記いたしました。また、「地域作業所」は法改正により、既に形態が変わっておりますが、旧地域作業所に対する運営支援の事業名として現在も使用しているため、旧称のままで記載しております。
11	<p>主な取組みの「交流」は、具体的にはどのような事業を指すのであろうか。</p>	<p>市が実施する車いすバスケットボール体験講座や、大和市社会福祉協議会が実施するボランティア活動・地区社協活動支援事業等が具体的な事業にあたります。</p>
	個別目標 2	
12	<p>主な取組みの「大和市社会福祉協議会の支援」は、具体的にはどのような事業を指すのであろうか。</p>	<p>市は包括的な支援をしているため、具体的な事業を計画には記載しておりません。</p>
13	<p>市民活動センターのボランティア活動、市との協働事業で地域福祉に関連するものがあるのではないか。</p>	<p>市民活動センターのボランティア活動、市との協働事業は地域福祉に関連しており、次の通り本計画に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センター： 個別目標 2 大和市社会福祉協議会の支援 ・市との協働事業： 個別目標 8 協働事業による移送サービスの実施
14	<p>ピア相談の実効はいかなる状況であらうか。</p>	<p>ピア相談は、県の障害者相談事業の移行を受けて実施しておりますが、PRを行い効果がでるよう努めてまいります。</p>
	個別目標 3	
15	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援センター内の“カフェふらっと”は地域福祉の視点があるのではないか。 ・自立支援センター、松風園は、個別目標 3に含まれるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェふらっとは、障がい者が気軽に集える地域の居場所として機能しており、地域福祉の視点があるので、追記いたします。 ・自立支援センターは上記の通りです。松風園は、障害者自立支援法に基づく施設のため記載しておりません。
	個別目標 5	
16	<p>配食サービスは、高齢者見守りの事業の一環として個別目標 5に含まれるのではないか。</p>	<p>配食サービスは、「個別目標 5 取組例 高齢者見守り事業」に含まれております。</p>
	個別目標 6	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待に関しては、虐待防止センターを前面に出すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止センターは、障がい者虐待の通報（連絡・窓口）を主な目的とした窓口ですので追記いたします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「なんでも・そうだん・やまと」は、対象とならないだろうか。 ・ピア相談はどのように存在するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なんでも・そうだん・やまと」は、対象となっておりますので、分かりやすい表現に改めます。 ・ピア相談は、主として当事者団体による活動であるため「地域による支援」として個別目標2に記載していましたが、「行政による支援」の側面もありますので、個別目標6に再掲いたします。
	個別目標8	
18	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの運営委託や障害者自立支援センターの指定管理は、「訪問介護やデイサービス等」に含まれるのだろうか。 ・障害者の通所訓練費は入らないのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターや自立支援センターは在宅サービスの一つとして位置付けておりますので、含まれております。 ・障害者の通所訓練費は個別目標8に含まれますが、主な取組みには「取組例」の事業を記載しております。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援給付費の支給が重複して掲載されているので統一してはどうか。 ・移動支援給付費には同行援護は含まれないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業名や所管課が異なる事業については分けて記載しております。 ・視覚障がい者に対する同行援護は、移動支援給付費には含まれておりません。ホームヘルプ事業で実施しております。
20	輸送サービスに燃料費の給付は入れないのか。	燃料費の給付は、「個別目標8 取組例 障がい福祉課在宅重度障がい者サポート事業」に含まれております。
21	<p>○介護者負担を軽減する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のショートステイ（短期入所）は対象外なのか。 ・日中一時預かり（日中一時支援）は入らないのか。 ・短期入所費と短期入所給付費とは異なるものか。 ・なぜ、通所給付費が出てくるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のショートステイ（短期入所）は、対象になりますので追記いたします。 ・日中一時支援は、「個別目標8 取組例 障がい福祉課 短期入所事業」に含まれております。 ・短期入所費と短期入所給付費は同じ内容ですので、表記の統一を検討いたします。 ・放課後等デイサービスは保護者の介護負担の軽減につながるため、障害児通所給付費の支給を当項目に位置付けております。
22	自立支援センターは、就労支援を含めた“総合的な”自立支援に該当するのか。	自立支援センターでは就労支援だけでなく、生活等の相談支援や地域交流事業等を通じて総合的な自立支援を行っております。